

土壌汚染対策法に係る特定有害物質 及び指定区域の指定基準

土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号) 最終改正:平成30年9月28日政令第283号

分類	特定有害物質	地下水基準 (環境省告示第17号)	土壌溶出量基準 (環境省告示第18号)	土壌含有量基準 (環境省告示第19号)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0,002mg/L以下	0,002mg/L以下	—
	四塩化炭素	0,002mg/L以下	0,002mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0,004mg/L以下	0,004mg/L以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0,1mg/L以下	0,1mg/L以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0,04mg/L以下	0,04mg/L以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0,002mg/L以下	0,002mg/L以下	—
	ジクロロメタン	0,02mg/L以下	0,02mg/L以下	—
	テトラクロロエチレン	0,01mg/L以下	0,01mg/L以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0,006mg/L以下	0,006mg/L以下	—
	トリクロロエチレン	0,03→0,01 [*] mg/L以下	0,03→0,01 [*] mg/L以下	—
	ベンゼン	0,01mg/L以下	0,01mg/L以下	—
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0,01→0,003 [*] mg/L以下	0,01→0,003 [*] mg/L以下
六価クロム化合物		0,05mg/L以下	0,05mg/L以下	250mg/kg以下
シアン化合物		検出されないこと	検出されないこと	50mg/kg以下
水銀及びその化合物		0,0005mg/L以下	0,0005mg/L以下	15mg/kg以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと	
セレン及びその化合物		0,01mg/L以下	0,01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物		0,01mg/L以下	0,01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物		0,01mg/L以下	0,01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物		0,8mg/L以下	0,8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物		1mg/L以下	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
第三種特定有害物質	シマジン	0,003mg/L以下	0,003mg/L以下	—
	チオベンカルブ	0,02mg/L以下	0,02mg/L以下	—
	チウラム	0,006mg/L以下	0,006mg/L以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	検出されないこと	—

※令和3年4月1日施行